

令和4年1月21日判決言渡し・同日原本交付 裁判所書記官

令和元年(ワ)第17137号 損害賠償等請求事件

口頭弁論の終結の日 令和3年10月26日

判 決

5 東京都品川区東五反田一丁目2番38号

原 告 幸 福 の 科 学  
同 代 表 者 代 表 役 員 大 川 隆 法

東京都港区赤坂二丁目10番14号

10 原 告 ニュースター・プロダクション株式会社  
(以下「原告NSP」という。)

同 代 表 者 代 表 取 締 役 大 田 薫

同 所

原 告 ARI Production株式会社  
(以下「原告アリプロ」という。)

15 同 代 表 者 代 表 取 締 役 小 田 康 博

上記3名訴訟代理人弁護士 佐 藤 悠 人

同 水 谷 共 宏

同 木 村 勇 太

同 近 藤 弘 成

20 同 宮 原 正 志

被 告 大 川 宏 洋

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 藤 吉 修 崇

同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士 瀧 坪 渉

25 主 文

1 被告は、原告幸福の科学に対し、6.6万円及びこれに対する令和元年7月7

日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 2 被告は、原告N S P及び原告アリプロに対し、それぞれ33万円及びこれに対する令和元年7月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、別紙1動画目録記載の各動画のうち、別紙2発言等内容目録記載1から3まで及び5の各発言部分の動画を削除せよ。
- 4 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、これを12分し、その1を被告の負担とし、その余を原告らの負担とする。
- 6 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

10

#### 事 実 及 び 理 由

##### 第1 請求

- 1 被告は、原告幸福の科学に対し、1000万円及びこれに対する令和元年7月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告N S Pに対し、500万円及びこれに対する令和元年7月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告アリプロに対し、500万円及びこれに対する令和元年7月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告は、別紙1動画目録記載の各動画を削除せよ。
- 5 被告は、被告の管理する別紙3謝罪文目録記載2の場所に、同別紙記載1の謝罪文を投稿して、これを1か月間掲載せよ。

15

20

##### 第2 事案の概要

原告幸福の科学は宗教法人であり、原告N S P及び原告アリプロは、いずれも原告幸福の科学が設立した株式会社である。

本件は、原告らが、被告が動画投稿サイト「Y o u T u b e」（以下「ユーチューブ」という。）に投稿した複数の動画により原告らの名誉が毀損されたとして、被告に対し、不法行為に基づき、原告幸福の科学が1000万円、

25

原告N S P及び原告アリプロが各500万円並びに各金員に対する訴状送達の日の翌日である令和元年7月7日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払をそれぞれ求めるとともに、名誉権及び民法723条に基づき、上記各動画の削除及び謝罪文の掲載を、それぞれ求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲証拠（枝番のある証拠について、全ての枝番を含む場合にはその表記を省略する。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告幸福の科学は、代表者の大川隆法が設立した宗教団体が平成3年3月にいわゆる法人成りした宗教法人である。その信者数は、1000万人を超えるともされている。

(第2文につき甲22)

イ 原告N S Pは、俳優、歌手、声優、モデル、ダンサー、タレント等の養成・マネジメント業務等を目的とし、原告幸福の科学が設立した芸能プロダクション会社であり、平成23年1月に設立の登記がされた。原告N S Pに所属するタレントに梅崎快人（以下「梅崎」という。）がいる。

(第2文につき甲28)

ウ 原告アリプロは、俳優、歌手、声優、モデル、ダンサー及びタレント等の養成並びにこれらに関するマネジメント業務等を目的とし、原告幸福の科学が設立した芸能プロダクション会社であり、平成29年5月に設立の登記がされた。

原告アリプロの所属タレントに清水富美加（以下「清水」という。）がいるところ、清水は、平成29年2月頃から同年11月頃まで、原告アリプロの設立以来の取締役である竹内久顕（以下「竹内」という。）夫妻が居住するマンションに同居していた。

(第2段落につき甲29, 証人嶋村美江〔3, 13, 15, 25~26頁〕)

エ 被告は、原告幸福の科学の代表者である大川隆法の長男であり、かつて原告幸福の科学の理事長ないし副理事長の地位にあったほか、平成28年1月14日から平成29年11月23日まで、原告NSPの代表取締役の地位にあった。

(乙13, 被告本人〔3頁〕)

(2) 被告の原告幸福の科学脱退に関する紛争

ア 被告は、平成30年10月1日頃、ユーチューブに開設した自身のチャンネルにおいて、原告幸福の科学を退職したと主張する内容を含む動画を投稿した。これに対し、原告幸福の科学は、同月5日、自身の公式ウェブサイトにおいて、被告は退職したのではなく、休職したにすぎないと主張した。

(甲23, 乙5)

イ 被告は、平成31年1月、原告幸福の科学に対して内容証明郵便を送付し、その中で、既に平成30年9月に退職の申出をしており、仮にそうではないとしても本書面により退職の申入れをする旨などを記載した。また、被告は、平成31年2月、原告幸福の科学に送付した内容証明郵便により、原告幸福の科学における出家者の地位を有しないことを宣言するなどした。

(乙3, 4)

(3) 被告による動画の投稿等

ア 被告は、令和元年5月22日から同年6月14日にかけて、別紙1動画目録記載1から4までの動画（以下、同目録の番号に対応して「本件動画1」などといい、本件動画1から本件動画4までを併せて「本件各動画」という。）を、別紙3謝罪文目録記載2のユーチューブのチャンネル（被告が平成31年3月16日付けで開設したもの。以下「本件チャンネル」

という。)に投稿した。

(甲 10)

イ 本件動画1には被告による別紙2発言等内容目録記載1(ただし、第2段落第4文末尾の「いるだろ」は「いるだろう」とも聞き取れる。以下、この部分は「いるだろ(う)」と表記することがある。)の発言(以下「本件発言1」という。)が、本件動画2には被告による同目録記載2の発言(以下「本件発言2」という。)が、本件動画3には被告による同目録記載3の発言(以下「本件発言3」という。)及び同目録記載4の発言(以下「本件発言4」という。)が、本件動画4には被告による同目録記載5の発言(以下「本件発言5」といい、本件発言1から本件発言5までを併せて「本件各発言」という。)が、それぞれ含まれている。

(甲 1～4, 25)

ウ 本件各動画は、令和3年10月7日時点で、いずれもインターネット上で閲覧可能な状態となっており、表示されている再生回数は、本件動画1が3万9943回、本件動画2が7万1388回、本件動画3が13万4054回、本件動画4が30万1161回となっている。

(甲 30)

2 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 本件各発言による原告らの社会的評価低下の有無

(原告らの主張)

ア 本件発言1

本件発言1は、原告NSPの所属タレントである梅崎について、「ラインやメールや電話は全部職員さんにチェックされているだろ。」と、語尾を上げて断定する口調で述べており、被告が主張するような「だろう」という発音で推測を述べるものではない。したがって、本件発言1は、原告NSPが梅崎のメッセージアプリ「LINE」(以下「ライン」という。)

でのやり取りやメールを全て監視しているとの事実を摘示するものというべきである。そして、上記摘示事実は、被告がかつて原告N S Pの代表取締役であったこともあり、原告N S Pが所属タレントのプライバシーを著しく侵害しているとの印象を与えるから、原告N S Pの社会的評価を低下させるものである。

10

#### イ 本件発言 2

15

本件発言 2 は、原告幸福の科学において、自殺、過労死や殺人事件など、人が死亡する事件が「いっぱい」起きており、被告はそれを「いっぱい」見てきたと述べるものであるところ、「いっぱい」とは、非常にたくさんあるさまを表す語である。そうすると、本件発言 2 は、原告幸福の科学において、自殺、過労死や殺人事件など、人が死亡する事件が非常にたくさん起きており、被告がこれを非常にたくさん見たとの事実を摘示するものというべきである。そして、上記摘示事実は、原告幸福の科学において人が死亡する事件が多発しており、原告幸福の科学は入信すると人が死亡する事件に巻き込まれるような恐ろしいカルト宗教であるとの印象を与えるから、本件発言 2 は原告幸福の科学の社会的評価を低下させるものである。

20

被告は、原告幸福の科学の信者による殺人事件が 1 件あったことを指摘するが、その事実から一般の視聴者が抱く印象と、本件発言 2 による摘示事実から抱く印象とは同視することができないものであり、被告の上記指摘は失当である。

25

#### ウ 本件発言 3

本件発言 3 は、原告幸福の科学に存在する「祈願」、「研修」、「植福」の 3 つのお布施のうち「祈願」を取り上げ、原告幸福の科学には A 4一枚程度の経文を読み上げただけで 100 万円以上もの対価を要求する「祈願」が存在するとの事実を摘示した上、これを「怪しい商売」と論評する

ものである。そして、上記摘示事実及び論評は、被告が原告幸福の科学の元理事長等の地位にあったこともあり、一般の視聴者に対し、原告幸福の科学が「祈願」という1回限りの単なるお祈りをしただけで、労力に照らして不当に高額な対価を要求するような社会通念を逸脱した活動をしているとの印象を与えるから、本件発言3は、原告幸福の科学の社会的評価を低下させるものである。

#### エ 本件発言4

10

15

20

本件発言4は、「現に幸福の科学から出た映画の中で、海外でちゃんと賞をとったってのは『君のまなざし』だけですし」と述べるものであり、その発言の際、テロップに「※映画『君のまなざし』（中略）宏洋が総合プロデューサー・脚本・俳優として参画した作品。2018年国際ニューヨーク映画祭で“BEST FEATURE”（最優秀長編作品）を受賞。」と記載されている。そして、「ちゃんとした」の語の意味が「基準に合致し、条件を十分に満たしているさま」であることからすれば、本件発言4のうち上記部分は、被告が製作に参画した作品を除き、原告幸福の科学の映画は海外で相応の歴史や規模を有する映画祭での受賞歴がないとの事実を摘示するものというべきである。その上で、被告は、本件発言4として、「隆法は作品作りについては素人以下ですから作り手の腕が違います」と述べているところ、これは、上記事実を前提として、原告幸福の科学が製作する映画は質が低く、映画製作能力は素人以下であると論評するものである。

25

上記摘示事実及び論評は、被告が原告幸福の科学の元理事長等の地位にあり、原告NSPの代表取締役でもあったこともあり、原告幸福の科学の「映画製作能力は素人以下」であるにもかかわらず、原告幸福の科学が一般の映画館で通常の鑑賞料金という不当な対価を徴収しているとの印象を与えるものであるから、本件発言4は、原告幸福の科学の社会的評価を

低下させるものである。

オ 本件発言 5

本件発言 5 は、原告アリプロの職員が、常日頃から、所属タレントである清水のラインを全て監視し、知り合いからのメッセージに返信させないようにするとともに、一人で外出することもできないようにしているとの事実を掲示するものである。そして、上記掲示事実は、原告アリプロが所属タレントのプライバシーを著しく侵害する異常な人権侵害を行っている芸能プロダクションであるとの印象を与えるから、本件発言 5 は、原告アリプロの社会的評価を低下させるものである。

10 (被告の主張)

ア 本件発言 1

本件発言 1 は、「ラインやメールや電話は全部職員さんにチェックされているだろう。」と推測を述べたものにすぎない。

そして、被告が原告らと対立関係にあることが広く知られていることや、本件発言 1 が特に具体的な根拠を示すものでもないことからすれば、一般の視聴者は本件発言 1 を対立当事者による批判的な推測として聞くことになるから、本件発言 1 によって原告 N S P の社会的評価が低下するものではない。

そもそも、芸能プロダクションにおいてタレントに対する一定の管理が行われていることは周知の事実であって、このことからしても、本件発言 1 によって原告 N S P の社会的評価が低下するものではないことは明らかである。

イ 本件発言 2

本件発言 2 は、一般論として新興宗教の危険性について述べる中の一例として、原告幸福の科学においても関係者が死亡する事件が起こっているとの事実を掲示したものにすぎない。

また、「いっぱい」とは数が多いことに対する評価を表す語であるから、「いっぱい」の語が事実を摘示するものと解釈するのは相当でない。本件発言2は、原告幸福の科学において人が死亡する事件が一定数起こっていることを前提に、そのことを「いっぱい」と論評したものというべきである。

さらに、原告幸福の科学については、信者の子が祖父母を殺害する事件が起きたことがあり、この事件は一般にも知られている。センセーショナルな出来事であれば少數でも多数のように感じることも踏まえると、上記事件が一般に知られている中での被告による本件発言2が、一般の視聴者の原告幸福の科学に対する印象をそれほどゆがめるとはいえないから、本件発言2は、原告幸福の科学の社会的評価を低下させるものではない。

#### ウ 本件発言3

一般的の視聴者は、「祈願」、「研修」、「植福」を明確に区別できるわけではないから、本件発言3は、一般的の視聴者の普通の注意と視聴方法に従って解釈すれば、原告幸福の科学において100万円以上のお布施が存在するとの事実を摘示し、これを「怪しい商売」と論評するものというべきである。そして、100万円以上を支払うお布施が存在することは宗教法人においては珍しいことではなく、被告が100万円以上のお布施なし「祈願」について「怪しい商売」と論評する部分は、単に被告の感想を示したものにすぎないから、本件発言3によって原告幸福の科学の社会的評価が低下するものではない。

#### エ 本件発言4

「ちゃんとした賞」の具体的な内容は人によって異なるから、本件発言4は何らかの事実を摘示したものとはいえない。そもそも、本件発言4は全体として被告の感想なし意見の枠を出るものではなく、その内容によって原告幸福の科学の社会的評価が低下することはあり得ない。

## オ 本件発言 5

一般の視聴者は、芸能プロダクションは大なり小なり所属タレントの私生活を管理していると認識しており、原告幸福の科学の関連会社である原告アリプロにおいてそのような管理が行われていることももとより想定しているから、ラインを全て監視していることや一人で外出ができないようにしているとの本件発言 5 によって原告アリプロの社会的評価が低下するものではない。

### (2) 本件発言 2, 3 及び 5 の違法性又は責任の阻却事由の有無

#### (被告の主張)

本件発言 2, 3 及び 5 については、いわゆる真実性又は真実相当性の抗弁を主張する。その具体的な内容は、以下のとおりである。

#### ア 本件発言 2

原告幸福の科学は多数の信者を擁し、多数の書籍を発行するなど、強い社会的影響力を有している。したがって、原告幸福の科学の内部事情やスキャンダルは広く公共の関心事となっているから、原告幸福の科学において人が死亡する事件が起こっているとの事実は公共の利害に関する事実に当たる。

また、被告は、宗教団体の中で自殺や事故に巻き込まれることもあるという実情を社会に伝えることを目的として本件発言 2 を行ったから、本件発言 2 は専ら公益を図る目的で行われたものである。被告が動画の再生数を伸ばすことを目的として本件発言 2 を行ったとの面があったとしても、そのことから直ちに、被告が専ら公益を図る目的で本件発言 2 を行ったことは否定されない。

そして、原告幸福の科学については、信者の子が祖父母を殺害した事件があり、その動機が宗教問題にあると報道されていたほか、被告が原告幸福の科学に理事長等として在籍していた期間中、稟議書による報告や職員

又は信者からの伝聞によって、原告幸福の科学の編集局職員であった須呂崇司（以下「須呂」という。）が過労死したことや、原告幸福の科学の関連組織であるハッピー・サイエンス・ユニヴァーシティーの教授が職員の不手際により死亡したことを認識した。加えて、信者が宗教上のトラブルで自殺した、癌撲滅祈願で熱心にお布施をしていた信者が癌で死亡したなどの事例も耳にしており、被告は、これらの体験を基に、本件発言2をしたものである。したがって、本件発言2の内容の真実性は立証できていないが、被告において同内容が真実であると信じるについては相当の理由があった。

よって、本件発言2が原告幸福の科学の社会的評価を低下させるとしても、被告には責任阻却事由があるから、被告は本件発言2について不法行為責任を負わない。

#### イ 本件発言3

上記アのとおり強い社会的影響力を有する原告幸福の科学におけるお布施の額は、公共の利害に関する事実であり、被告は、元役員の立場から原告幸福の科学における問題について注意喚起を促す目的で本件発言3を行ったから、本件発言3は専ら公益を図る目的で行われたものである。

また、本件発言3の重要な部分は、100万円以上のお布施が存在するという点にあるところ、原告幸福の科学には、対価が100万円を超える「祈願」は実際に存在する上、職員の労力としては「祈願」と大差がない「植福」の中には1億円以上を必要とするものもある。仮に一回の「祈願」では100万円が寄付されることはないとしても、癌撲滅祈願等複数回受けることが推奨される「祈願」があり、合計寄付額が100万円を超えるものはある。これらの事情によれば、本件発言3は、重要な部分において真実であるといえ、論評部分も公正な論評としての域を逸脱したものとはいえない。

よって、本件発言3は、仮に原告幸福の科学の社会的評価を低下させるとしても、違法性阻却事由があるから、被告は本件発言3について不法行為責任を負わない。

#### ウ 本件発言5

5 強い社会的影響力を有する原告幸福の科学のグループ企業である原告アリプロがどのようにタレントの管理を行っているかは、公共の利害に関する事実であり、被告は、原告幸福の科学の元役員として上記管理体制について注意喚起を促す目的で本件発言5を行ったから、本件発言5は専ら公益を図る目的で行われたものである。

10 また、本件発言5の摘示事実について、被告は、平成29年当時、竹内と仕事で毎日顔を合わせており、清水の状況についても仕事に関する限り逐一報告を受けていた。その際、竹内の話の中に、清水に対して共演者の松井玲奈から頻繁に連絡が来ているが、返信しないように指示をしたとか、清水が竹内に無断で居室のベランダから配管を伝って地上に降り、居酒屋で飲酒してもめ事を起こしたといった話があった。原告NSPに所属するタレントについて、本人が開示を望まないメッセージのやり取りを原告NSPが把握しているのを認識したことなどもあり、被告は、原告アリプロは清水の私生活全般を管理しているとの認識を持ち、その内容に従つて本件発言5を行った。したがって、本件発言5の摘示事実については、少なくとも真実と信じるについて相当の理由があった。

15

20 よって、仮に本件発言5が原告アリプロの社会的評価を低下させるとしても、責任阻却事由があるから、被告は、本件発言5について不法行為責任を負わない。

#### (原告らの主張)

25 本件発言2、3及び5の摘示事実の公共性については、少なくとも本件発言5について、清水等関係者が公開を欲しない私生活上の事実を殊更に取り

上げている点で公共の利害に関する事実に当たらないことが明白である。また、被告は、本件各発言を含む本件各動画の公開を、専ら自らのプロモーションにつなげる目的で行っていたことを他の動画等で自認しているから、本件発言2、3及び5が専ら公益を図る目的によるものとはいえない。そして、本件発言2、3及び5の摘示事実が真実とはいえず、真実と信じる相当の理由もないことについては、以下のとおりである。

#### ア 本件発言2

本件発言2の重要な部分は、原告幸福の科学において、自殺、過労死や殺人事件など、人が死亡する事件が非常にたくさん起きており、被告はその場面を実際に見たという点にある。

しかし、原告幸福の科学に関して生じた人が死亡する事件といえるのは、報道に係る信者の子による殺人事件1件のみである。他に被告が挙げる例のうち須呂の事例は、職務と死亡との因果関係が不明確であり、その余は、事故とも呼べないようなものか、存在自体立証されていない。また、被告は、これらの事例のいずれについても、死亡する場面を直接見たものではない。したがって、本件発言2の重要な部分は真実ではなく、被告がこれを真実と信じるにつき相当の理由があったともいえない。

#### イ 本件発言3

本件発言3は、原告幸福の科学に対するお布施一般の話ではなく、「祈願」、「研修」、「植福」の3種類を明示した上、「祈願」について100万円以上のものがあるとするものである。

一般の視聴者が本件発言3を視聴した場合、何回もの「祈願」の合計が100万円以上となると受け取るのではなく、1回だけで100万円以上の対価が求められる「祈願」があると受け取るものであるから、本件発言3の重要な部分は、1回で100万円以上の対価を要する「祈願」が存在することである。

そして、原告幸福の科学において、1回で100万円以上の対価を要する「祈願」は存在しない。なお、「ガン細胞消滅祈願」というものはあるが、その目安額は10万円である。したがって、本件発言3の重要な部分は真実ではない。

5 ウ 本件発言5

原告アリプロは、清水が以前に所属していた事務所との関係を清算する必要があった時期に、清水の同意の下、ショートメッセージ等を見せてもらいながら相談を受けたことはあったものの、それ以外に、原告アリプロが清水の私用のスマートフォンの内容を確認したことはない。また、原告アリプロにおいて、清水が一人で外出することができないようにしていたとの事実は存在しない。したがって、本件発言5の重要な部分は真実ではない。

そして、被告において上記重要な部分を真実と信じる合理的な根拠がないのみならず、本件動画4が投稿される前に、原告アリプロと同じく原告幸福の科学のグループ企業である原告N S Pが、被告に対し、原告N S Pが所属タレントであった梅崎のライン、メールや電話を全て監視しているとの事実はない旨の指摘を記載した書面を送付したにもかかわらず、被告は、原告幸福の科学からの情報は全て虚偽であると決めつけ、何ら追加の調査・確認を行うことなく本件動画4を投稿したのであるから、被告が本件発言5の内容を真実であると信じるにつき相当の理由があるとはいえない。

(3) 正当防衛又は応酬言論による違法性阻却の有無

(被告の主張)

「自己の正当な利益を擁護するためやむをえず他人の名誉・信用を毀損するがごとき言動をなすも、かかる行為はその他人が行った言動に対比して、その方法、内容において適当と認められる限度をこえないかぎり違法性を欠

く」（最高裁昭和38年4月16日第三小法廷判決・民集17巻3号476頁）。

被告は、原告幸福の科学と関わりがあると世間一般に判断されることにより多数の被害を受け、自己の活動に支障が出ていたことから、これらを解消するため、原告幸福の科学を退職し、ユーチューブに投稿した動画でその旨を公表した。しかし、原告幸福の科学は、被告の退職を認めない旨をウェブサイト上で公表し、多様な手段で被告のプライバシーを侵害したり被告を誹謗中傷したりした。本件各動画は、これらへの対抗手段として投稿したもので、その方法も一般的に想定し得るものに限られており、原告幸福の科学による妨害行為に比して適當と認められる限度を超えたとはいえないものであるから、その違法性は阻却される。

#### (原告らの主張)

本件各動画は、被告の正当な利益を擁護するためのものではない。すなわち、本件各発言の内容は、被告の退職や原告らの発信内容と無関係な積極的誹謗中傷であるほか、本件各動画が投稿された令和元年5月から6月にかけての時期において、原告らは被告に関して何ら公式の発表を行っておらず、被告による反論が必要な状況下でなかった。何より、被告自身、原告らを取り上げる目的が本件チャンネル内を含む被告投稿の動画の再生回数を増やし自らのプロモーションにつなげるためであることを明言している。本件各発言中の摘示事実が虚偽であることも考慮すれば、本件各発言につき、正当防衛又は応酬言論として違法性が阻却されることはない。

#### (4) 原告らの損害

##### (原告らの主張)

本件各動画は、口頭弁論終結時点で約4万回（本件動画1）から約30万回（本件動画4）再生されており、その内容は広く伝播している。被告は、本件各動画において、原告幸福の科学の幹部職員であったことや父親が大川

隆法総裁であることを頻繁に強調しており、本件各動画による原告らの社会的評価の低下の程度は深刻で、原告らには信用毀損等による多大な無形損害が発生している。また、上記信用毀損等により、原告幸福の科学における製作映画の興行収入や寄付金の減少、原告N S P及び原告アリプロにおける所属タレントの出演機会の減少等による財産的損害が発生する蓋然性が高まっている。これらの損害を金銭評価すれば、原告幸福の科学については900万円、原告N S P及び原告アリプロについてはそれぞれ450万円を下らない。

さらに、原告らは弁護士に委任して本訴を提起しているところ、被告による不法行為と相当因果関係のある弁護士費用の損害は、原告幸福の科学について100万円、原告N S P及び原告アリプロについては各50万円である。

よって、原告幸福の科学に生じた損害は1000万円、原告N S P及び原告アリプロに生じた損害は各500万円である。

#### (被告の主張)

本件各発言の内容及び一般の視聴者が有している認識を考慮すれば、本件各発言のいずれについても、これによって原告らに生じた社会的評価の低下は限定的であるといえ、損害は少ない。原告ら主張の財産的損害が発生することも考え難い。

#### (5) 本件各動画の削除請求の可否

##### (原告らの主張)

被告は本件各動画の掲載を継続しており、それにより原告らの社会的評価の低下による被害は日々拡大し続けている。

よって、原告らの名誉権に基づき、本件各動画の削除請求が認められるべきである。

##### (被告の主張)

動画の削除は、事前の差止めと同様、当該動画の内容が公共の利害に関する

る事実に当たらないことが明白であるか、真実でないことが明白であって、かつ、当該動画における表現によって被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれが明白である場合にのみ認められるべきである。

本件各発言の内容は宗教問題に関するものであるところ、これは公共の利害に関する事実に当たる。また、被告は相当な根拠に基づいて本件各発言を行っている。さらに、被告の発信力は大きくなく、本件各動画を削除しなくとも原告らが回復困難な損害を被るとはいえない。

よって、本件各動画の削除請求は理由がない。仮に認められるとしても、問題の部分のみを切り取ればいいだけである。

#### (6) 謝罪文掲載請求の可否

(原告らの主張)

本件各動画が多数再生されていることなど、本件各動画によって原告らに深刻な被害が生じていることに鑑みると、本件各動画の投稿による原告らの名誉毀損は金銭賠償のみによっては回復することはできず、本件各動画を閲覧した視聴者に対し、本件各発言の内容が真実でないことを周知することが必要不可欠である。

よって、本件チャンネルの「概要」欄における謝罪文の掲載は、名誉回復措置として最低限認められるべきである。

(被告の主張)

謝罪文の掲載の可否はできる限り謙抑的に判断されるべきところ、原告らは強力な発信力を有するのであるから、本件訴訟で本件各発言の違法性が認められた場合、自らその旨を発表すれば名誉回復の効果は達成することができる。

よって、被告に謝罪文を掲載させる必要はなく、原告らの謝罪文掲載請求には理由がない。

### 第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（本件各発言による原告らの社会的評価低下の有無）について

(1) 本件発言1について

ア インターネットに投稿された動画の内容が他人の社会的評価を低下させるか否かについては、一般の視聴者の普通の注意と視聴方法を基準として判断すべきであるところ、当該動画における特定の発言の内容が他人の社会的評価を低下させるか否かについては、当該発言の内容のみから判断するのではなく、当該発言の前後の文脈等を総合的に考慮して判断するのが相当である。

イ 証拠（甲1）によれば、本件動画1は、全体として梅崎に対する呼び掛けの形式をとっており、本件発言1のうち「ラインやメールや電話は全部職員さんにチェックされているだろ（う）」と述べる部分も同様であると認められる。同部分に続けて、「だから」として、ライン、メール又は電話以外の方法による連絡を呼び掛けていることも考慮すれば、上記部分における「だろ」ないし「だろう」とは、語り掛ける相手である梅崎に対して念押しをする趣旨で用いられているものと認めるのが相当である。

そうすると、本件発言1は、原告N S Pが梅崎のライン、メール及び電話を監視しているとの事実を摘示するものと認められるといえ、この事実は、原告N S Pが所属タレントのプライバシーを社会通念上相当とされる程度を超えて制限する方法で同タレントの管理を行っているとの印象を与えるものといえるから、本件発言1は、原告N S Pの社会的評価を低下させるものと認められる。

ウ 被告は、芸能プロダクションにおいてタレントに対する一定の管理が行われているのは周知の事実であるから、本件発言1によって原告N S Pの社会的評価が低下するとはいえない旨主張する。しかし、所属タレントのライン、メール及び電話といった主要な通信手段を全て監視するということが、芸能プロダクションにおける所属タレントの管理の方法として一般

的である、又は一般的にそう認識されていることを認めるに足りる証拠はない。したがって、被告の上記主張は、前提を欠くものであり採用することができない。

## (2) 本件発言 2について

ア 証拠（甲2）によれば、本件発言2は、新興宗教団体による勧誘行為の在り方について述べる中で、当該団体に加入することの危険性に触れる文脈で、「僕もいっぱい見てきましたよ、そういうのは。実際ね、幸福の科学の中で。」、「実際に本当に人いっぱい死んでいますから。まじで、幸福の科学で。死んでますよ。（中略）たとえば自殺しちゃったりとか、過労死しちゃったりとか、（中略）そういう事件いっぱい起きていますから、幸福の科学の中で。」、「実際いますから本当にあの人を殺し、人が死んでいる場面というのが。私はそれを実際にいっぱい見てきていますから。」などと述べるものであることが認められる。この事実に、前記第2の1(1)エ認定の被告の属性を考慮すれば、本件発言2は、原告幸福の科学の信者ないし職員について、自殺、過労死、殺人など、人が死亡する出来事ないし事件が2、3件程度よりは多い件数起こっているとの事実を摘示するものと認められる。

イ 被告は、「いっぱい」との表現が論評に当たる旨主張するところ、確かに「いっぱい」の語は定量的な表現ではないが、本件発言2における用いられ方においては、一般の視聴者は、一定の多数の意味合いと認識するものと認められる。この趣旨において、被告の上記主張は採用することができない。

なお、原告幸福の科学は、本件発言2は、人が死亡する事件につき被告がこれを非常にたくさん見たとの事実をも摘示するものである旨主張する。しかし、「見る」との語は、目撃するという意味のみならず、認識するという意味で使われる場合もあるところ、本件発言2の文脈に照らせ

ば、ここでいう「見る」は後者の意味で理解した方が自然であるといえる。

したがって、原告幸福の科学の上記主張は、そのまま採用することはできない。

ウ そして、上記アの摘示事実は、一般の視聴者に対し、原告幸福の科学は、信者や職員に命の危険が生じ得る危険な宗教団体であるとの印象を与えるものと認められるから、本件発言2は、原告幸福の科学の社会的評価を低下させるものと認められる。

この点、被告は、原告幸福の科学については、信者の子が祖父母を殺害する事件が起きたことがあり、このことは一般にも知られていることなどから、本件発言2がされたからといって原告幸福の科学の社会的評価が低下するわけではない旨主張する。

確かに、証拠（乙1、被告本人〔4頁〕）によれば、平成27年に被告主張の事件が発生し、かつ、これがインターネット上も含め報道等がされたことが認められる。しかし、この事件の特殊性を考慮しても、この1件だけから、一般の視聴者において、原告幸福の科学において人が死亡する事件が多発しているとの認識を抱くものとは認め難い。本件発言2は、上記事件による印象とは異なる新たな印象を一般の視聴者に与えるものといえ、被告の上記主張は、採用することができない。

### (3) 本件発言3について

証拠（甲3）によれば、本件発言3は、原告幸福の科学へのお布施を「怪しい商売」として批判的に論評する本件動画3の冒頭部分において、原告幸福の科学に対するお布施には「祈願」、「研修」及び「植福」の3種類があることを明言した上、そのうちの「祈願」について、「隆法が書いた専用のお経みたいなものがあるんですけど。A4のペラ一枚ぐらいのね。それを導師っていうか職員さんが読み上げてそれを聞いて、それに対して信者さんとかがお金を払うという、そういうシステムのものですね。」と説明し、「安

いのだと、1万円くらい」、「ちょっとお高めだと、10万円ぐらい」と述べた後、「経営成功祈願みたいななんかそういうのだと100万円以上するやつとかもあったりしますね。」と述べていることが認められる。この事実によれば、本件発言3は、原告幸福の科学におけるお布施のうちの「祈願」について、原告幸福の科学側の労力はほぼないにもかかわらず、経営の成功という他の宗教団体でも一般的に祈願行為の対象とされているものについても、1回当たりの対価が一般的に100万円以上のものが存在するとの事実を摘示した上、この事実を含めて「怪しい商売」と論評するものと認められる。被告は、本件発言3の「100万円以上」という部分が、複数回の「祈願」による寄付の合計額とも認識し得る旨主張するが、上記の認定に照らし、採用し難い。

そして、上記事実のうち、原告幸福の科学側の労力がほぼない旨を摘示する部分は、「祈願」について、宗教的意義を度外視し形式的、外形的に表現したものであって、「祈願」の価値と直ちには結び付かないものと認識し得ることから、この点が原告幸福の科学の社会的評価を低下させるものとは認められない。しかし、この点をおいても、上記事実は、一般の視聴者に対し、原告幸福の科学においては、「祈願」の対象によっては、他の宗教団体と比較して極めて高額なお布施を標準的に求めているとの印象を抱かせるものといえる。一般に、宗教行為に対する価値判断は人それぞれであり、お布施の額についてもその相当額というものは定め難いものといえるが、この点を踏まえても、本件発言3が、原告幸福の科学が「怪しい商売」をしているという論評の下、「経営成功祈願」という多くの宗教団体で類似の祈願行為が行われているものについて、標準的なお布施の額が100万円以上であるという事実を摘示することは、原告幸福の科学につき、不相當に高額なお布施を要求する宗教団体であるとの印象を抱かせる面があることは否定し難いというべきである。

したがって、本件発言3は、原告幸福の科学の社会的評価を低下させるものと認めるのが相当である。

(4) 本件発言4について

証拠（甲3）によれば、本件発言4は、被告が総合プロデューサー及び脚本を担当した映画「君のまなざし」が、平成30年の国際ニューヨーク映画祭で最優秀長編作品賞を受賞したことと対比しつつ、それ以外の原告幸福の科学製作の映画が「ちゃんとした賞」を受賞していないとの論評を述べ、さらに、大川隆法の映画製作能力は素人以下であるとの論評を述べるものであると認められる。

そして、「ちゃんとした賞」を受賞していないとの論評及び「素人以下」との論評は、いずれも否定的な評価を示すものであるが、「ちゃんとした賞」とは具体的にいかなる賞のことであるか、また「素人以下」とは具体的にどの程度能力が劣った状態のことをいうのかは、個人の主観による受け取り方の差が大きい。前記前提事実に加え、証拠（甲19, 20, 22, 24, 乙8, 9）及び弁論の全趣旨によれば、本件発言4を含む本件動画3が本件チャンネルに投稿された当時、既に原告幸福の科学と被告との対立は第三者にも明らかとなっており、被告は、本件チャンネル等に原告幸福の科学を批判する動画を繰り返し投稿していたことが認められることをも考慮すれば、本件発言4につき、一般の視聴者は、被告の個人的な評価ないし見解を述べるにすぎないものと認識し、必ずしもその評価等を共有するものではないと認めるのが相当である。したがって、本件発言4は、原告幸福の科学の社会的評価を低下させるものとは認められない。

(5) 本件発言5について

証拠（甲4）によれば、本件発言5は、「今はどうなっているか分からぬ」という留保を付けつつも、原告アリプロが、清水について、その言動を問題として、基本的に一人では外出することができないようにしており、ラ

イン等の連絡手段も全て監視して返信をさせないようにもしているとの事実を摘示するものと認められる。この事実によれば、本件発言5は、原告アリプロが、所属タレントのプライバシーを社会通念上相当とされる程度を超えて制限する方法で同タレントの管理を行っているとの印象を与えるものと認められる。したがって、本件発言5は、原告アリプロの社会的評価を低下させるものと認められる。

被告は、芸能プロダクションは大なり小なり所属タレントの私生活を管理していると一般の視聴者は認識している旨主張するが、本件発言5で摘示された内容の管理までしていることが一般的である、又は一般の視聴者がそのように認識していると認めるに足りる証拠はない。被告の上記主張は、採用することができない。

## 2 爭点(2)（本件発言2、3及び5の違法性又は責任の阻却事由の有無）について

### (1) 総論並びに公共性及び公益目的性について

ア 事実摘示による名誉毀損については、当該行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、専ら公益を図る目的に出た場合には、摘示された事実がその重要部分において真実であることが証明されたときは、当該行為には違法性がなく、不法行為は成立しないものと解するのが相当であり、上記事実が真実であることが証明されなくても、行為者において当該事実を真実と信じるについて相当の理由があるときには、上記行為には故意又は過失がなく、不法行為は成立しないものと解するのが相当である（最高裁昭和37年（オ）第815号同41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁、最高裁昭和56年（オ）第25号同58年10月20日第一小法廷判決・裁判集民事140号177頁等参照）。

イ 原告幸福の科学が、信者数が1000万人を超えるともされている宗教団体であること（前記前提事実(1)ア）からすれば、原告幸福の科学や原告

幸福の科学が設立した会社である原告アリプロの活動内容に係る本件発言  
2, 3及び5の各掲示事実は、いずれも、社会の正当な関心の対象となる  
事実として公共の利害に係る事実に当たると認められる。

また、原告幸福の科学が上記のような宗教団体であることに加え、上記  
各掲示事実の内容も考慮すれば、本件発言2, 3及び5は、他の目的の存  
在を否定するものではないが、専ら公益を図る目的でされたものと認める  
ことができるというべきである。

## (2) 本件発言2の真実相当性について

ア 被告は、原告幸福の科学の信者ないし職員について、自殺、過労死、殺  
人など、人が死亡する出来事ないし事件が2, 3件程度よりは多い件数起  
こっているとの本件発言2の掲示事実につき、少なくとも真実であると信  
じたことについて相当の理由がある旨主張するが、その根拠として挙げる  
事件等のうち、明確に認定し得るのは、上記1(2)ウの原告幸福の科学の信  
者の子による祖父母の殺害事件のみである。その余の事件等のうち、まず、  
須呂が過労死したというものについてみると、証拠（被告本人）及び弁論  
の全趣旨によれば、原告幸福の科学の編集局長であった須呂は、平成25  
年8月以降病気休職となり、平成29年3月に死亡したと認められるが、  
業務上の過労により病気となったことを裏付ける客観的証拠は一切ない。  
また、証拠（被告本人）及び弁論の全趣旨によれば、須呂が病気休職とな  
った平成25年8月当時、被告は、原告幸福の科学に在籍しておらず、一  
般の建設会社で稼働していたと認められ、須呂が病気休職となった理由な  
いし経緯をその時点で直ちに認識し得る立場になかったといえる上、須呂  
が過労死をしたと認識するに至った経緯ないし根拠について、被告は、本  
人尋問において、明確に説明することができていない。このような事情を  
考慮すれば、須呂が過労死したという事実を認めることができないのみな  
らず、被告が同事実を真実と信じたことについて相当の理由があると認め

ることもできないというべきである。さらに、その余の事件等については、そもそも本件発言 2 の摘示事実を基礎付け得るものとすること自体に疑義があつたり、その存在さえ曖昧であつたりするものにすぎない。

イ 結局、本件発言 2 の摘示事実に沿う事件等としては、信者の子による祖父母の殺害事件 1 件のみが認定できるにすぎず、その他の上記事件等の存在について、被告において真実と信じるについて相当の理由があると認めることもできないものといえる。

したがって、本件発言 2 について、被告の不法行為責任を否定することはできない。

### 10 (3) 本件発言 3 の真実性について

本件発言 3 は、原告幸福の科学におけるお布施のうちの「祈願」について、1 回当たりの対価が 100 万円以上のものが存在するとの事実を摘示するなどして原告幸福の科学の社会的評価を低下させるものであるところ、証拠(甲 27, 29, 証人嶋村美江) 及び弁論の全趣旨によれば、原告幸福の科学において、1 回の「祈願」で納められるお布施の目安額はせいぜい 10 万円程度で、100 万円以上とされているものはないことが認められる。

被告は、複数回の「祈願」が想定されるものがあり、その場合の寄付額を合計すれば 100 万円以上となることがある旨主張するが、本件発言 3 は、そもそもそのような事実を摘示したものと認められないことは、上記 1(3)で説示したとおりである。

したがって、本件発言 3 の摘示事実について真実性は認められず、本件発言 3 についての被告の不法行為責任を否定することはできない。

### 20 (4) 本件発言 5 の真実相当性について

被告は、原告アリプロが、清水について、その言動を問題として、基本的に一人では外出することができないようにしております、ライン等の連絡手段も全て監視して返信をさせないようにもしているとの事実を摘示する本件発言

5について、被告がこれを真実であると信じるについて相当の理由があるとして、竹内から聞いた話や原告N S Pの所属タレントのメッセージのやり取りを被告が見たことがある旨をその根拠として主張し、被告の陳述書（乙13）及び供述にはこれに沿う記載がある。

しかし、竹内から聞いたという話については、その時期及び内容とも何ら客観的な裏付けがなく曖昧であり、原告N S Pの所属タレントのメッセージのやり取りについては、これを見た経緯が明らかではない。証人嶋村美江が、原告N S P又は原告アリプロにおいては、所属タレントの私用のスマートフォンについて、正当な理由があれば、タレント本人の同意を得て内容を確認することがあるが、その意思に反して、又は強制的に同内容を確認することはない旨証言していることも考慮すれば、被告の陳述書及び供述により、本件発言5の摘示事実につき、被告が真実であると信じたことについて相当の理由があると認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件発言5について、被告の不法行為責任を否定することはできない。

### 3 争点(3)（正当防衛又は応酬言論による違法性阻却の有無）について

被告は、本件各動画の投稿は、原告幸福の科学からの退職を認めず、被告のプライバシーを侵害するなどしていた被告への対抗手段として、限度を超えない範囲で行ったものである旨主張する。

しかし、原告幸福の科学からの退職を明示するのであれば、その旨を直截に述べる動画等を投稿するなどすれば足りるといえる。また、原告幸福の科学が被告のプライバシーを違法に侵害したと認めるに足りる証拠はない。さらに、本件各動画の内容は、原告幸福の科学の行為への対抗というよりは、原告らについての被告の認識を積極的に発信するものといえる。本件各動画の内容において、真実ではない事実が含まれているものがあることをも考慮すれば、本件各動画の投稿につき、正当防衛等の法理によって違法性が阻却されるものと認

めることはできない。

#### 4 争点(4)（原告らの損害）について

上記1から3までの説示によれば、被告による本件各動画の投稿は、本件発言4を除く本件各発言を含むことにより不法行為に該当するものと認められるところ、原告幸福の科学は本件発言2及び3のため、原告NSPは本件発言1のため、原告アリプロは本件発言5のため、それぞれその社会的評価を低下させられたものであり、これにより無形の損害を被ったと認められる。そして、それぞれの発言の内容や本件各動画の再生回数（前記前提事実(3)）の他、原告らないし被告の属性等（同(1)）、本件各動画投稿時、原告幸福の科学と被告とが紛争状態にあったこと（同(2)）、その他本件に現れた一切の事情を考慮すると、原告幸福の科学が被った無形の損害に対する賠償額は60万円、原告NSP及び原告アリプロが被った無形の損害に対する賠償額はそれぞれ30万円と認めるのが相当である。

また、本件各動画の投稿という不法行為と相当因果関係のある弁護士費用としては、原告幸福の科学が6万円、原告NSP及び同アリプロがそれぞれ3万円と認めるのが相当である。

#### 5 争点(5)（本件各動画の削除請求の可否）について

本件発言4を除く本件各発言が原告らの名譽ないし信用を違法に毀損するものである以上、これを放置することは許されない。他方、本件各動画のうち本件発言4を除く本件各発言部分が占める割合は、限定的である。

したがって、本件各動画全体を削除する法的必要性までは認められず、上記本件各発言部分の限度で本件各動画の削除を認めるのが相当である。

よって、本件動画1については原告NSPの名誉権に基づき、本件動画2及び3については原告幸福の科学の名誉権に基づき、本件動画4については原告アリプロの名誉権に基づき、それぞれ主文第3項の限度で削除請求につき理由があると認められる。

## 6 爭点(6)（謝罪文掲載請求の可否）について

原告らが本件各動画の投稿によって被った損害は、金銭賠償が認められるこ  
とによって相当程度回復するものと認められる上、原告らは、原告幸福の科学  
のウェブサイト等、自ら対外的に広く公表する手段を有しているといえる。し  
たがって、金銭賠償の他に名誉回復処分としての謝罪文の掲載まで命じる必要  
性があるとはいえない。このことは、謝罪文の掲載場所が本件チャンネルの概  
要欄であっても変わるものではない。

したがって、原告らの謝罪文掲載請求は理由がない。

## 第4 結論

以上の次第で、原告らの請求は、主文第1項から第3項までの限度で理由が  
あり、その余は理由がない。よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第16部

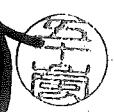
裁判長裁判官

伊藤正晴



裁判官

五十嵐浩介



裁判官

横山怜太郎



(別紙1)

## 動画目録

### 1 動画①

タイトル：「梅崎快人を救いたい」

公開日：令和元年5月22日

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=guqPeGVCGfo&t=315s>

### 2 動画②

タイトル：「【訴訟】えらてんさんと顕正会の裁判について思うことを話します。【神の子の日常】」

公開日：令和元年5月30日

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=b16Nm6pwGPo&t=754s>

### 3 動画③

タイトル：「【お金事情】幸福の科学に高額なお布施するヤツはマジでセンスが無い【神の子の日常】」

公開日：令和元年6月5日

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=qBe1RzAE1XY&t=322s>

### 4 動画④

タイトル：「【KANA—BOON】【清水富美加】僕の元婚約者の元不倫相手が失踪した件について」

公開日：令和元年6月14日

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=rzuzUTKR1mQ>

(別紙2)

発言等内容目録

1 別紙1動画目録記載1の動画中の発言（括弧内の時間表示は、同動画中の当該発言部分の再生時間の表示である。以下同じ。）

（0：01～0：20）おい。梅崎。梅崎快人。映画「君のまなざし」主演俳優、梅崎快人。

（4：43～6：05）梅、隆法なんかに、あんなくだらない男なんかに、お前の大事な人生、くれてやるな。お前の人生は、お前が決めて、お前が自分の責任で、自分の足で歩むんだよ。梅、夢をあきらめんな。ラインやメールや電話は全部職員さんにチェックされているだろ。だから、お前の一番尊敬している人に言伝してして、俺に連絡してこい。お前の一番尊敬している人に連絡してもらって、俺に連絡してもらってくれ。

15

2 別紙1動画目録記載2の動画中の発言

（9：49～10：01）カルト宗教に入るとですね、実際本当に家庭が崩壊しちゃったりとか、あとはまあ、殺人事件にね、巻き込まれたりとかする恐れがある。多くありますよ、そういうケースは。僕もいっぱい見てきましたよ、そういうのは。実際ね、幸福の科学の中で。

（11：33～11：53）実際に本当に人いっぱい死んでいますから。まじで、幸福の科学で。死んでますよ。オウムみたいな感じで、その直接的に殺すとかそういうことじゃなくて、たとえば自殺しちゃったりとか、過労死しちゃったりとか、あとはまあ、それが元で人を殺してしまったりとか、そういう事件いっぱい起きていますから、幸福の科学の中で。

(12:23~12:30) 実際、実際いますから本当にあの人を殺し、人が死んでいる場面というのが。私はそれを実際にいっぱい見てきてますから。

### 3 別紙1動画目録記載3の動画中の発言

5

(0:36~1:51) タイトルは、はい、こちら。「幸福の科学に高額な御布施するヤツはマジでセンスが無い。」イエーイ。フウ、フウ、フウ。便乗してみました。怪しい商売ということでね、出てくるのはやっぱりね、御布施だと思うんですね、ちょっとそれについてね、話していければと思います。

10

あの一、幸福の科学の御布施っていうのは、たびたびちょっと、単語は出してはいるんですが、具体的にどういうものなのというのについてはね、まだ詳しく説明をしたことがなかったと思うので、説明をしていきたいと思います。

15

御布施って言ってもいろいろあるんですが。大きく分けるとだいたい3種類ぐらいに分類されますね。1つ目は祈願ってやつですね。どういうものかって言うと隆法が書いた専用のお経みたいなものがあるんですけど。A4のペラ一枚ぐらいのね。それを導師っていうか職員さんが読み上げてそれを聞いて、それに対して信者さんとかがお金を払うという、そういうシステムのものですね。で、安いのだと、1万円くらいのとかからありますね。花粉症撃退祈願とか、英会話ペラペラ祈願とかね、かわいらしいものもあれば、ちょっとお高めだと、10万円ぐらいとかになったりだとか。あるいは、経営者向けの方ってね、経営成功祈願みたいななんかそういうのだと100万円以上するやつとかもあったりしますね。

20

### 4 別紙1動画目録記載3の動画中の発言

25

(6:40~7:21) 幸福の科学に投資をしない方がいいって言うんだったら、何に投資をしたらいいんだっていうことについて、一つご提案があるとすれ

ばね、私の映画に投資してください。幸福の科学の映画観られた方はわかると思うんですけど、『君のまなざし』と隆法が作った映画のねクオリティの差は、お分かりでしようっていう。現に幸福の科学から出た映画の中で、海外でちゃんとした賞をとったってのは『君のまなざし』だけですし（※）。だからこれ、何が違うかっていうかっていうことなんんですけど、ひとえに私が作品作りの専門家だからと、そういうことに尽きると思うんですよね。隆法は作品作りについては素人以下ですから作り手の腕が違いすぎるっていう。

※部分でテロップにて「※映画『君のまなざし』2017年5月に公開された、  
宏洋が総合プロデューサー・脚本・俳優として参画した作品。2018年国際ニ  
ューヨーク映画祭で“BEST FEATURE”（最優秀長編作品）を受  
賞。」と表示される。

## 5 別紙1 動画目録記載4の動画中の発言

（3：17～3：38）かなりその清水さんの身の回りは、かなり厳戒態勢が敷  
かれていて。で、基本的に一人で外出できないことになっていて、誰かアリ・プ  
ロダクションってあの芸能プロ、清水さんがいるプロダクションのスタッフが誰  
か付き添いをしないとやっぱ外には出ちゃいけないという。

（7：46～8：12）だからラインとかもちろん全部見られていますし、ほ  
かのもともと知り合いの役者さんとかからの連絡がくるのとかも全部チェックし  
て返さないようにってやっているんで。あのその竹内さんってアリ・プロダクシ  
ョンのね、竹内さんっていう人がお目付役っていうか監視役なんですけども。今  
度、映画あの主演やるあの人ですね。その竹内さんって、あの人が監視してるん  
ですけど常に。そう、だからその人がもうラインとか全部チェックして返さない  
ようにってやってるんですよね。

(別紙3)

## 謝罪文目録

### 1 謝罪文の内容

#### 謝罪文

5

私は、幸福の科学は、殺人事件や死亡事件が多発し、入信すると殺人事件に多  
数巻き込まれるような恐ろしいカルト宗教であること、社会通念を逸脱した不相  
当に高額な祈願が存在すること、幸福の科学の映画は海外において映画関係者か  
ら評価されていないこと、ニュースター・プロダクション株式会社及びA R I  
10 Production 株式会社がその人権を著しく侵害するタレント管理を行っ  
ている悪質なプロダクションであると視聴者に受け取られる発言をしましたが、  
これらはいずれも事実ではありませんでした。

同動画の投稿により、幸福の科学、ニュースター・プロダクション株式会社、  
A R I Production 株式会社及びその関係者の皆様に対して多大なる  
15 ご迷惑をお掛けしましたので、同発信内容を取り消したうえ、ここに謹んでお詫  
び申し上げます。

令和 年 月 日

大 川 宏 洋

### 20 2 掲載条件（掲載場所）

被告のY o u T u b e チャンネルの「概要」欄

U R L :

[https://www.youtube.com/channel/UCX\\_nNpl\\_WxGy17\\_Y15zpTrQ/about](https://www.youtube.com/channel/UCX_nNpl_WxGy17_Y15zpTrQ/about)